

危険なブロック塀等の撤去費用を一部助成

— 丹波篠山市危険ブロック塀等の撤去支援制度の概要 —

目的

- ・ブロック塀等の倒壊による被害の軽減を図る
- ・道路通行者の安全を確保する

※ブロック塀等とは：コンクリートブロック塀及びレンガ、石造等の組積造の塀

■撤去費用の一部助成を行います。

○助成対象

- ①市内に設置されたもの
- ②個人住宅に附属するもの（賃貸住宅を除く（その他条件あり）。）
- ③一般通行用に供する道路（通路等を含む）に面していること
- ④道路等から高さ80cm以上のもの、かつ基準（裏面：チェックリスト）に適合しない項目のあるもの

①助成工事の条件

- ・請負契約に基づく工事であること
- ・撤去しない部分の安全性が確認できること（一部撤去の場合）
- ・建築基準法42条の第2項に規定する道路内にあるものについては、その全部を道路の地盤面まで撤去するものに限る（※上記道路敷地内における建築物等の再建築はできません）
- ・国、地方公共団体等から補助金交付等を受けてないもの

②助成対象となる工事

- ・撤去費、整地費、廃棄物運搬費、処分費、仮設費及び諸経費

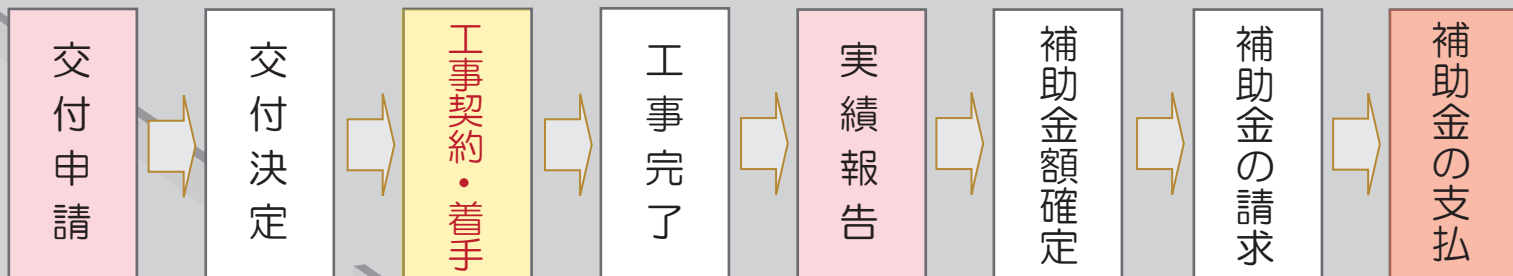
■補助金額

補助率 2/3

（上限 20万円）

※所有者負担 1/3

■手続きの流れ



丹波篠山市 まちづくり部 地域計画課

TEL：(079) 552-1118（直通）

Mail：chiikikeikakuka_div@city.sasayama.hyogo.jp